

会議名称	平成13年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成14年2月8日(金) 14時～15時40分	
場所	杉並区職員研修所 3階会議室	
出席者	委員	江藤会長 上村委員 小井委員 高橋委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 本橋委員 大泉委員 門脇委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：金子委員 篠委員 布施委員)
	実施機関	長池区民生活部管理課庶務係長 大藤地域課長 清水課税課長 土佐国民健康保険課長 土屋障害者施策課長 遠藤保育課長 伊藤健康推進課長 山川保健予防課長 木下衛生試験所長 渡辺交通対策課長 菊池公園緑地課長 工藤指導室長
	事務局	納富区長室長 [IT推進課]玉山課長 藤本主査 [情報システム課]浅川課長 石井主査 森山主査 片山主査 丸山主査 [総務課]牧島副参事 山本係長 片岡主査
傍聴者	0名	
配付資料	事前	・平成13年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成13年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成13年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成13年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 ・平成13年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料
	当日	杉並区電子計算組織のあらまし
次第	1 平成13年度第2回～第4回会議録の確定	
	2 報告・諮問事項	
	端末操作員の範囲の変更について	諮問 43
	グループウェア	諮問 44
	人事給与システム 特例一時金関係	諮問 45
	人事給与システム 管理職成績率関係	諮問 46
	貸与宿泊施設区民宿泊費補助金支払	報告 16・諮問 47
	杉並区NPO支援助成	報告 17
	住民税システム(個人分)	諮問 48
	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収・特別徴収)	諮問 49
	国民健康保険医療給付	諮問 50
	精神障害者ホームヘルプサービス	諮問 51
	病後児保育	報告 18・諮問 52
	がん検診	報告 19
結核定期外健康診断・神経芽細胞腫検査	諮問 53	
放置自転車の撤去・返還・処分システム	諮問 54	

	みどりの実態調査システム	諮問 55
	みどりの実態調査	諮問 56
	謝礼金・賃金支払事務	諮問 57
	フレッシュ補助教員	報告 20
	国民年金被保険者情報について	報告 21
	平成 14 年度電子計算組織の運営について	報告 22
	介護保険事務処理システムについて	(報告)
内 容	1 平成 13 年度第 2 回～第 4 回会議録の確定	
	2 端末操作員の範囲の変更について	答申
	3 グループウェア	答申
	4 人事給与システム 特例一時金関係	答申
	5 人事給与システム 管理職成績率関係	答申
	6 貸与宿泊施設区民宿泊費補助金支払	了承 答申
	7 杉並区 N P O 支援助成	了承
	8 住民税システム(個人分)	答申
	9 特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収・特別徴収)	答申
	10 国民健康保険医療給付	答申
	11 精神障害者ホームヘルプサービス	答申
	12 病後児保育	了承 答申
	13 がん検診	了承
	14 結核定期外健康診断・神経芽細胞腫検査	答申
	15 放置自転車の撤去・返還・処分システム	答申
	16 みどりの実態調査システム	答申
	17 みどりの実態調査	答申
	18 謝礼金・賃金支払事務	答申
	19 フレッシュ補助教員	了承
	20 国民年金被保険者情報について	了承
	21 平成 14 年度電子計算組織の運営について	了承
	22 介護保険事務処理システムについて	了承

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	はじめに、平成 13 年度の第 2 回から第 4 回の会議録について、訂正又は質問はございませんか。
委 員	第 4 回の会議録の一部「調査員」が「捜査員」となっています。
会 長	以上なければ、確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
諮問 43～46 号	
会 長	はじめに、諮問 43 から 46 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 43「端末操作員の範囲の変更について」についての説明
I T 推 進 課 長	諮問 44「グループウェア」についての説明
情報システム課長	諮問 45「人事給与システム」、諮問 46「人事給与システム」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	<p>端末操作員の範囲の変更について、パート、アルバイトの端末操作員は当面どのくらいの人数か又予定はどうなっているのか。</p> <p>セキュリティ対策における事故発生時の対応についてどう考えるか。また、定期的なチェックを行うとあるが、定期的とはどのくらいの間隔を指すのか</p>
情報システム課長	<p>当面の拡大につきましては、現在想定していますのは会議室の予約あるいは庁有車の貸し出し業務にかかる委託業者です。事故の場合の報告の内容ですが、これは当然セキュリティがいちばん重要になり、それ以外にも委託の中でトラブルがあったものについては全て報告してもらい、善後策を講じなければならないと考えますので、その報告を速やかにさせるということを考えています。</p> <p>定期的なという部分ですが、厳密に何ヶ月置きにという考えはありませんが、少なくとも月に 1 回、あるいは 2 ヶ月に 1 回くらいはしていかなければ、管理が行き届かないと考えます。</p>
委 員	庁有車はどの範囲までを含むのか。
情報システム課長	庁有車については、すべてを対象に、パートタイマーにではなく、委託業者に貸出しの状況について管理させることを考えています。
委 員	庁有車というのは区長車から始まって全部を含めるのか
I T 推 進 課 長	専用車ではなく供用車です。貸し出して利用する車のほうを管理するという形です。現在、駐車場運営と併せて車の貸し出しについて予約等の受け付けをやっているが、その予約受付を画面を見て、操作します。

委 員	パートタイマーの端末操作についてはどこまでを想定するか。守秘義務の中でもいろいろなランクがあると思いますが、重要な守らないといけないことについては操作させないと考えていいですか。
情報システム課長	住所の確認とか名前の確認とかが主になります。
区長室副参事	嘱託員、パートタイマーはいずれも非常勤職員で、当区の非常勤職員の規則の適用を受けます。その規則に守秘義務が定められています。臨時職員については、地方公務員法上の守秘義務が課せられております。雇用する場合に「守秘義務を承諾書の書面に明記する」というのは、この明記をしたことで、初めて守秘義務が生ずるのではなく、もともと規則や法律で守秘義務があることを改めて確認する趣旨です。
委 員	守秘義務に署名しても、出てしまったら終わりですから、管理する者がその重要度を考えて運用願います。
委 員	人事給与システムの管理職成績率の導入についてですが、この利用目的について簡単に説明願います。
情報システム課長	利用目的は管理職について勤勉手当に成績率を導入するためです。
委 員	成績率がパーセントであるとそれを算出する基になる数字の管理はどうなりますか。
情報システム課長	現在、管理職については業績評価制度をしておりますが、それを基にした率が算定されると考えられます。
委 員	その基となる素数字というのは個人情報保護条例の対象になりませんか。
区長室長	一般的な基準としてあるものが一人一人の職員と合体して成績率として登録されますので、その段階で初めて他の職員の個人情報と合わせることによって個人情報となります。その素の基準となるもの自体は個人情報に該当しないと考えます。
委 員	この成績率の時間はどこを基準としていますか。
区長室長	毎年1月1日を基準として、前1年で評価します。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 43 から 46 は決定とします。
諮問 43 ~ 46 号決定	
諮問 47 号、報告 16・17 号	
会 長	次に、諮問 47 と報告 16、報告 17 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	諮問 47・報告 16「貸与宿泊施設区民宿泊費補助金支払」、報告 17「杉並区 NPO 支援助成」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はいかがでしょうか。
委 員	区と業者との間でコンピューター接続を行うのでしょうか。システムをもっとご説明願います。
管理課庶務係長	区と業者の間でコンピューター回線を結んでデータのやり取りをするということはありません。月単位で利用宿泊時に申請された用紙を基に利用した人数に相当する金額を区が支払うというものです。

委 員	例えば、数人の利用があった場合は氏名等の記録は代表者だけですか、全員ですか。また、利用状況というのは何を指しますか。
管理課庶務係長	全員の住所・氏名を報告いただきます。利用状況については、利用統計の把握に使用します。
委 員	杉並区民であるという確認はどのようにとりますか。
管理課庶務係長	健康保険証、あるいは運転免許でも、杉並区の住所が記載された公の証明であれば足ります。あと、障害をお持ちの方は障害者手帳です。
委 員	宿泊業者がチェックするというのですが、業者がそれを悪用した場合は
管理課庶務係長	想定しがたいことですが、そのような事態があれば、貸与契約の終了も契約に盛り込むつもりです。
委 員	意見ですけれど、記録項目の内容がわかりづらい、またいろいろの解釈がでてくるような記述は適当ではないので、できるだけさまざまな解釈が出てこないように、今後ご検討願います。
区 長 室 副 参 事	今後は、わかりやすい、誰が読んでもわかる内容の項目でご提示するよう努めます。
委 員	報告 17 号について N P O 活動を行う団体の代表者は、理事長ですか専務理事か事務局長ですか。その区分について教えてください。
地域課長	肩書等にはこだわっておりません。
委 員	N P O の定義とか、寄付者が妥当な N P O に寄付しようとしているのか、どのようなチェックをするのでしょうか。
地域課長	助成を受けたい N P O が区に登録をしまして、活動内容によってチェックいたします。基本的には、N P O 法でいう 1 2 分野が原則的なメルクマールになりますが、その項目によって助成に値する N P O であるかどうかを区でチェックします。寄付者の意思をできるだけ尊重し、福祉の分野ということであれば、当該 N P O を審査して助成先を決定していきます。
会 長	ほかにございますでしょうか。なければ、諮問 47 は決定し、報告 16 と 17 は了承とします。
諮問 47 号決定、報告 16・17 号了承	
諮問 48～50 号	
会 長	次に、諮問 48 から 50 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 48 「住民税システム（個人分）」についての説明
区 長 室 副 参 事	諮問 49 「特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収・特別徴収）」、諮問 50 「国民健康保険医療給付」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	諮問 49 号ですが、各区同様の業者に委託していますか。
課税課長	国税局から一括して磁気テープが来ますので、全く同じ形で 23 区一緒です。
委 員	諮問 50 号の保険医療機関等の内容を教えてください。また、この業務は点検の制度は十分確保されていて、作業の効率化のためお願いするという、物理的な作業を委託するという理解でよろしいですか。

国民健康保険課長	保険医療機関等は普通の病院及び個人医院を指します。2つ目の質問はどのような形での委託契約かということですが、縦覧点検といい、4、5ヶ月分のレセプトを見てやる作業を委託するものです。
委員	再審査の件数は年間どのくらいありますか。
国民健康保険課長	再審査の件数は年間1万7,000件ぐらいになります。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問48から50は決定とします。
諮問48～50号決定	
諮問51・52号、報告18号	
会長	次に、諮問51、報告18と諮問52について、一括して事務局から説明をお願いします。
区長室副参事	諮問51「精神障害者ホームヘルプサービス」、報告18・諮問52「病後児保育」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	諮問51号の精神障害者については具体的にどのような方を指しますか。
障害者施策課長	一般に精神障害の医療等を受けているで、精神分裂病とか躁鬱病といった方が中心です。
委員	諮問52号に保護者の印影とありますが、住所、氏名がわかれば、印影は必要ないと考えますが。
保育課長	私どもがお子さんをお預かりする場合に間違いがないように、キチンと保護者の意思をもって申請したということが、後々にも問題になった場合に明らかになるように印影をいただいているところでございます。
委員	諮問52号の規模ですが、1ヵ所で定員4名とありますが、1日4名入るといいますか。また、現在はどのようにやっていますか。
保育課長	おっしゃるとおり、1日4名が上限となっております。この事業は平成14年度の新規事業で、病後児保育という事業は現在やっておりません。
委員	病後児保育の施設は病院・診療所となっておりますが、その場合は入院になるのですか、それとも預かるのですか。
保育課長	あくまで保育、一時預かりということで、病院の中に病後児保育室という専用の施設をつくっていただき、そこで病後児として乳幼児で病気の回復期にあるお子さんを看護婦なり保育士が、専門の職員がいてお預かりするという予定になっております。
委員	定員4名で申し込み順ですか、もしこれ以上の方がいればどのような対応をお考えですか。
保育課長	利用の仕方については、年度当初に登録をしていただき、利用は事前予約制、利用予約の手続きをさせていただきます。前日までに予約するのが原則となっております。4名までの先着順です。施設的には4名以上はお受けできない構造になっております。
会長	ほかにございますでしょうか。それでは、諮問51と52は決定し、報告18は了承とします。
諮問51・52号決定、報告18号了承	
報告19号、諮問53号	

会 長	次に、報告 19 と諮問 53 について、一括して事務局から説明をお願いします。
区 長 室 副 参 事	報告 19「がん検診」、諮問 53「結核定期外健康診断・神経芽細胞腫検査」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告 19 号ですが、この事業は全くマニュアルで文書だけでやっており、パソコン等を使ってデータのファイルなどは利用していないのですか。
健康推進課長	生活保護状況の参照ということで、受給されているかどうかの確認がとれば用は済みますので、特に文書等で保管することは考えておりません。
委 員	個人情報保護条例では記録するということがポイントなのですが、ここに今回記録する内容とありますが、記録されないということですね。
健康推進課長	失礼しました。がん検診の受診票をお出しいただき、申請書を記録しまして、免除の書類を交付します。以上の手続きのために参照させていただきながら記録するというごさいます。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 53 は決定し、報告 19 は了承とします。
報告 19 号了承、諮問 53 号決定	
諮問 54～56 号	
会 長	次に、諮問 54 から 56 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 54「放置自転車の撤去・返還・処分システム」、諮問 55「みどりの実態調査システム」についての説明
区 長 室 副 参 事	諮問 56「みどりの実態調査」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	放置自転車撤去・返還・処分システムについて、今後はそちらのほうの課で中央管理といいますか、一括管理する所が出てくるということでしょうか。7カ所に分散しているデータがすぐどこかわかると理解していいですか。
交通対策課長	そのとおりです。集積所7カ所のデータが交通対策課に来まして、一括管理ができるということです。
委 員	各端末を全部使いこなせるのか、早くなるのか。パソコン管理によってスピードアップされるかも知れないけれど、何か別の問題が生ずることが心配ですが。
交通対策課長	いままで手処理でやっていた照合事務がかなり減り、ばらばらになっていたデータがまとまりますので、問い合わせ等に迅速に対応できるようになります。
委 員	委託先のシルバー人材センターの個人情報保護の規約はどうなっていますか。問題はありませんか。
交通対策課長	財団法人ですからそれなりのものはあると思いますが、契約に当たっては個人情報保護及び取り扱いについて厳重を期して行きたいと考えます。

区長室副参事	この業務につきましては、現在もシルバー人材センターに委託して実施しております。マニュアル処理から電算処理に変わることに伴いまして、委託の条件が追加されるということです。委託の条件の追加の場合には例外的に諮問手続きは不要となっておりますので、外部委託の処理の諮問を行っておりません。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、諮問 54 から 56 は決定とします。
諮問 54 ~ 56 号決定	
諮問 57 号、報告 20 号	
会 長	次に、諮問 57 と報告 20 について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 57 「謝礼金・賃金支払事務」についての説明
区 長 室 副 参 事	報告 20 「フレッシュ補助教員」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
会 長	ないということでしたら、諮問 57 は決定し、報告 20 は了承とします。
諮問 57 号決定、報告 20 号了承	
報告 21・22 号、報告	
会 長	次に、報告 21 と 22、報告 1 件について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告 21 「国民年金被保険者情報について」、報告 22 「平成 14 年度電子計算組織の運営について」、報告 「介護保険事務処理システムについて」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	報告 21 号について、これは双方向ではなく片側通行みたいですが、1 件ごとにダイヤルアップ接続するごとに課金されていくと思われませんが、どの程度の分量がありますか。また、月にいくらという形ですか。
情報システム課長	新たに加える方、あるいは相談に来られた方々の収納情報を見るという使い方ですので、件数については確実に把握していません。ダイヤルアップで十分対応できるということですし、月額料金設定とはなっておりません。
会 長	ほかになければ、報告 21 と 22、報告 1 件は了承とします。
報告 21・22 号、報告了承	
会 長	諮問 43 から 57 まで諮問のとおり審議会としては決定しましたので、その旨を答申するということになります。
( 答申案の配付 )	
会 長	いま配付されました答申案でよければ、審議会の答申として決定したいと思いますが、よろしいですか。
( 異議なし )	
会 長	それでは、区長に答申したいと思います。事務局から何かありますか。
区 長 室 副 参 事	次回は 7 月に開催させていただきたいと思います。
会 長	それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。